

幕末期相給村落の村政運営 —武蔵国都筑郡山田村の事例—

井上 攻

はじめに

相給村落とは、知行制の観点からは村に複数の知行所（領地）が存在する知行形態であり、村落論（村請制論、村落共同体論）の観点からは村が複数の知行所によって構成され運営される村ということになる。関東や畿内の非領国と称される地域では多くの村が相給知行・相給村落の形を取り、横浜市内の旧地域・旧村も例外ではない⁽¹⁾。

相給村落の研究は、知行制論と村落論、また分散・相給知行を包摂する広域行政（村連合、地域社会）の問題として進展し、厚い蓄積がある⁽²⁾。研究史に関しても研究的時宜を得た適切な整理があり⁽³⁾、ここで詳述はしない。本稿に関係する村落論との関連で言えば、近年の村落史研究が村社会の諸結合や外部世界との関係構造・交流実態、そして村民の村・地域認識までも追及しようとする中で⁽⁴⁾、相給村落研究も従来重視されてきた知行所と共同体との関係・矛盾という問題の立て方だけでなく、当時の村民がそれぞれの枠組み（知行所・村・地域社会など）とどのように向き合い、また意識・認識し、さらに外部世界へ表示・主張・発信したのが重要になってくるように思える。この問題に関しては筆者もかつて相給村落における知行所・村組・村

の諸結合と、各々の結合の論理を盾に諸権利を主張し行動する村民の柔軟性を指摘したことがある⁽⁵⁾。近年では、研究の厚い上総国山辺郡台方村の村運営を検討し、立場によって三つの枠組み（村・四給知行所・入地）を捉え直し利用する百姓の「柔軟な対応」を検証し、「村運営における成熟度の高さ」と評価する中谷正克氏の研究や、京都近郊の相給村落を検証し、百姓の「表裏」の運用（使い分ける両姿勢）と「穏便」を明らかにした尾脇秀和氏の研究関心に繋がっている⁽⁶⁾。またこの問題はかつて指摘された相給村落の民主性や自治性⁽⁷⁾の内実を改めて検討する作業にもなると考える。

本稿は上記の問題意識を踏まえ相給村落の村政運営に関して論じるが、その運営実態は、村の給数や分郷の実態、さらに本稿で留意する時代的状況・地域的状況により異なり、性急に普遍化・概念化できるものではない。現状では論を成り立たせる事例の蓄積が必要と考えるが、本稿もその一事例である。

一 相給村落山田村と領主

（一）八王子千人同心頭の村

本稿が対象とするのは武蔵国都筑郡山田村（現横浜市都筑区）で

ある。村高は正保期に七七五石四斗七升九合⁽⁸⁾、幕末期は一一〇八石四斗五升六才⁽⁹⁾となる。正保期〈一六四四～一六四七年〉と幕末期〈一八六八年頃〉の山田村の領主構成と知行高を表1として示した。正保期に一一給、幕末期に九給の相給村落で、この給数は隣村大柵村とともに横浜市内で最も多い。山田村・大柵村の領主配置に関しては齊藤司氏の指摘がある⁽¹⁰⁾。両村の相給を構成する領主は、代官と旗本曾根氏を除き、いずれも八王子千人同心頭とその親類である。八王子千人同心頭は、八王子宿周辺に住む千人同心を束ねる役職で、武田家旧臣の出自を持ち、甲州街道の防衛・治安維持を担っていた。その領地は甲州街道沿いの府中・布田五宿・烏山に分布し、当該地を防衛していた。山田・大柵両村の領地配置も、両村が接する中原街道、大柵村が接し山田村が近隣する矢倉沢往還の防衛拠点と想定している。なお、曾根氏も旧武田系の旗本である⁽¹¹⁾。

本稿は史料制約から山田村に限定し、九給の幕末期を対象に分析を加えたい。山田村の史料は現在のところ、曾根知行所の名主大嶋家、河野知行所の名主織茂家、志村知行所の名主栗原家のものが確認されている⁽¹²⁾。相給村落では全ての知行所の史料が残ることは稀で、そのことが相給村落研究の阻害要因となっているが、山田村も例外ではない。

(二) 九給の相給村落と六人の名主

表1の明治初年の領地構成からうかがえるように、九給の内、三給(萩原・窪田・中村)は領地高が極めて少ない。一般に相給村落の場合、領地(知行地)に対応する知行付百姓がおり、領地と知行付百姓を管理する村役人が領地ごとに置かれるが、山田村の三給に関しては「無

表1 山田村の領主構成と領地高 (*単位石)

「武蔵田園簿」(正保年間〈1644～1647〉)	領地高	「旧高旧領取調帳」(明治初年)	領地高
伊奈半十郎御代官所	50	松村忠四郎支配所	51.6
野村彦大夫御代官所	1.31	志村源十郎知行	377.4587
志村又左衛門知行	245.7	鈴木邦三郎知行	54.20773
河野伝之允知行	221.11	河野仲次郎知行	288.67818
山本金右衛門知行	162.293	山本弥左衛門知行	240.0316
山本伝次郎知行	25.74	曾根栄之助知行	88.94439
曾根半兵衛知行	59.648	萩原土岐次郎知行	3.7
萩原甚之允知行	3.7	窪田鏤三郎知行	2.53
石坂勘兵衛知行	1.65	中村左京知行	1.3
久保田庄兵衛知行	2.5		
中村弥左衛門知行	1.3		
萩原伝左衛門知行	0.528		

民家持添⁽¹³⁾とあり、知行付百姓・村役人はおらず、三給の領地は他給地の持添として他給役人が管理していた。文政七年（一八二四）三月「山田村高帳」⁽¹⁴⁾や安政六年（一八五九）正月「御公用村入用帳」⁽¹⁵⁾によれば、萩原知行地と窪田知行地は河野知行所、中村知行地は志村知行所の持添となっており、領地高の多い河野・志村両知行所の管理下にあった。そのため近世後期の山田村（九給）の村政運営は、残る六給六人の名主が担っていた。

二 相給村落の村政運営と入用帳

（一）給々名主と「御公用村入用帳」

山田村曾根知行所の名主大島家に残る「御公用村入用帳」⁽¹⁶⁾から山田村の運営実態を探ってみよう。この帳面は山田村の六給の名主が月交代で「月番名主」を務め、主に村の諸「負担」に関する御用状を書き留めた御用留で、作成主体は表題に「山田村給々名主」「山田村惣名主」「山田村給々役人」などとある。大嶋家には、安政四年（一八五七）、安政五年二冊、安政六年、元治元年（一八六四）の計五冊が伝わる。大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残っていない。史料の性格上、他の知行所名主家に残る可能性もあるが、管見の限り確認できず、山田村で恒常的に作成された史料かは不明である。

安政六年（一八五九）のものを掲げたい。

〔史料一〕⁽¹⁷⁾

（表紙）「 安政六年

御公用村入用帳

未正月日 山田村惣名主

（ア） 正・七 彦左衛門（曾根知行所）

二・八 佐仲次（山本知行所）

三・九 伊右衛門（鈴木知行所）

四・十 佐十郎（幕領）

五・十一 蔦右衛門（河野知行所）

六・十二 七郎右衛門（志村知行所）

（イ） 御伝馬 佐十郎

才料順 蔦右衛門

佐仲次

伊右衛門

七郎右衛門

彦左衛門

（ウ）

一 高式拾四石七斗壹升

四月廿八日二替る

小林藤之助御代官所

〔細川越中守御預所〕

名主 佐十郎

一同式百三拾石九斗

志村又右衛門知行所

内高壹石三斗

中村信太郎知行所

名主 七郎右衛門

一 高式百式拾三石壹斗五升

河野仲次郎知行所

内高三石七斗

萩原弥右衛門知行所

同高式石六升五合

久保田鉄三郎知行所

一四人 不代買

伊右衛門組(合点、鈴木知行所)

名主 蔦右衛門

一式人 不代買

佐十郎組(合点、幕領)

一高百六拾石

山本弥左衛門知行所

一三人 同

彦左衛門組(合点、曾根知行所)

名主 佐仲次

才料(合点)

一同五拾四石貳斗

鈴木鍵藏知行所

表紙の次の(ア)の記載部分は月番の割り当てである。「正・七」とあるのは正月と七月のことで曾根知行所名主彦左衛門の当番月を示している。以下、五人の名主の当番月が記されており、六人が一年で二回月当番を務めることになる。月ごとに当番名主が替わるので筆跡も月ごとに変わる。おそらく帳面も月ごとに当番宅に引き継がれ移動したものと考えられる。(イ)の部分は川崎宿への伝馬御用にとともに才料(幸領)の書き上げで、これも名主が二人一組となり交代で務めた。(エ)の記載にある通行御用に際しては、彦左衛門(曾根知行所名主)と七郎右衛門(志村知行所名主)が才料を務めている。(ウ)の部分は、諸負担の基準となる各領地高とそれぞれの名主の書き上げである。先に指摘した極小高三給の持添記載(萩原・窪田知行地↓河野知行所、中村知行地↓志村知行所)も記されている。

名主 伊右衛門

一同五拾壹石六斗壹升

曾根榮之助知行所

名主 彦左衛門

高合七百四拾四石五斗七升

(エ) 正月番 彦左衛門

(中略)

用意人足 貳百人

百石ニ付人足七人割

入魂百石ニ付五人割

五拾貳人 山田村

右之人足明二日昼八ツ時詰刻限無遅滞村才料差添急度差出し可被成候、此廻状刻付ヲ以順達、留り村より問屋へ御返し可被成候、以上

未二月朔日

川崎宿

問屋 東右衛門

年寄 伝右衛門

一拾六人 正三人・買拾三人 七郎右衛門組(合点、志村知行所)

才料(合点)

一拾六人 正六人・買拾人

富之助組(合点、河野知行所)

一拾壹人 正貳人・買九人

佐仲二組(合点、山本知行所)

交代制でなく富之助家が務める。

富之助家(織茂家)が交代で務めていたことによる(安政年間以降は交代制でなく富之助家が務める)。

(エ)の部分は、正月当番の彦左衛門の書留(ここから彦左衛門の筆跡)で、日光新御宮様等の通行御用の各知行所負担分が記されている。山田村にかかる五二人分の負担割と才料当番が示され、各名主が合点をつけ承諾の意を示している。なお、河野知行所名主は(ア)(イ)(ウ)が蔦右衛門、(エ)が富之助となっている。二人の関係は世襲ではなく、安政のこの時期、河野知行所名主は蔦右衛門家(吉田家)と

帳面の記載例を示したが、「負担」を中心とする記載様式は基本的に全帳面を通じ変わらない。五冊分の記載内容を示した表2から、帳面の表題にある「公用」と「村入用」の内容を概観し、知行所（地頭用）とは異なる村・広域行政（村連合、地域社会）の営為を探りたい¹⁸⁾。

一見して明らかかなように山田村の公用・村入用としながらも、村内の営為はほとんどない。これは村外からの御用状を書き留めた史料の性格によることもあり、広域行政（地域社会）にかかわるものが主であるが、取りも直さずこのことは、当該期・当該地域の村が外部世界との関係・交流の中で存在していたことを示している。

記載事項は助郷と鷹場の御用が圧倒的に多く、関東取締出役、火付盗賊改の事項が続く。勸化や合力への対応も多いが、勸化などは信仰の問題であるとともに、組合村など地域や村が連合して対応する防犯（治安）や経済統制の案件でもあった。除災祈願・祈祷（雨乞、日乞、疫病除け等）も同様に村連合で対応する¹⁹⁾が、除災祈願は当時の感覚では地域の危機管理の案件、河川・道橋の維持管理（川伐り、水切落人足、堰普請、橋普請）は地域のインフラ維持・整備の案件、隣村の相撲興行への花代は地域の「お付き合い」、地域の娯楽機会の推奨・推進、広い意味で広域行政（地域社会）の「福利厚生」の案件、などが見える。村内妙見社（現山田神社）の祭礼は村内の営為であるが、祭りの持つ統治性（後述）や祭りの場集まる乞食・非人への対応は広域的な課題でもあった。このように見ると「給々名主」たちが対応する山田村の公用や村入用の範囲は広域におよび、当該期の地域社会の様相も如実に示している。

（二）曾根知行所の公用と地頭用

曾根知行所名主の大嶋家（彦左衛門家）には、前節で検討した「御公用村入用帳」とは別に「公用地頭用控帳」が残る。この帳面は曾根知行所名主が同知行所の経費を公用・地頭用別に書上げた帳簿である。同家には文政年間から文久年間のものが残るが、史料一との対比から安政六年（一八五九）のものを掲げたい。

〔史料二〕²⁰⁾

（表紙）「 安政六年

公用地頭用控帳

未正月日

名主 彦左衛門

（ア）覚

正月十日

一式百八拾八文

源兵衛様年始

同日

一百文

同 同人へ年始二行

正月十三日

一五百三拾式文

御屋敷へ年始二行、一夜泊り

同

一式百文七拾式文

右宿払

同

一三百文

用人へ酒代

同

一百文

侍へ遣ス

同

表2 山田村御公用・入用帖記載事項 * 都筑郡山田村大嶋家文書

(安政4年3月「御公用并村入用帖」)	(安政5年正月「御公用并村入用帳」)	(安政5年12月「御公用并村入用帳」)	(安政6年正月「御公用并村入用帳」)	(元治元年6月「御公用并村入用帖」)
3月番 不明	正月番 彦左衛門	12月番 名主七郎右衛門	正月番 彦左衛門	6月途中
・川崎宿助郷(尾張様通行)	・鷹場御用	・川崎宿助郷(細川様通行)	・鷹場御用	・川崎宿助郷(上洛軍帰還通行)
4月番 伊右衛門	2月番 佐仲治	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・座頭宿泊	7月番 又右衛門
・浪人合力	・鷹場御用	・川崎宿助郷(御普請役通行)	・川崎宿助郷(日光新御宮様通行)	・家出人取調(火付盗賊改)
・勤化(遠州諏訪大明神)	・鷹場御用	・川崎宿助郷(公家衆通行)	2月番 佐仲治代悴□兵衛	・川崎宿助郷(白川様御用荷通行)
・勤見社祭祀	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・鷹場御用	・鷹場御用	8月番 佐 助
・勤化(伊豆国立野村慈光山〈ママ〉)	・鷹場御用	・盗賊継立(火付盗賊改)	・盗賊継立(火付盗賊改)	・鷹場御用
・浪士合力	・川崎宿助郷閨係寄合	・川崎宿助郷(尾州様通行)	・鷹場御用	・見張所御用(組合村)
5月番 名主佐十郎	・川崎宿助郷(尾州様通行)	3月番 伊右衛門	3月番 伊右衛門	9月番 雷之助
・不正売買取調(火付盗賊改)	・川崎宿助郷(尾州様通行)	・勤化(相州鎌倉郡一ノ宮神主)	・勤化(相州鎌倉郡一ノ宮神主)	・川崎宿助郷(御進菜・参勤交代緩和帰国通行)
・鷹場御用	・鷹場御用	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・妙見宮祭祀乞喰仕切
・浪士合力	・川崎宿助郷(尾州様通行)	4月番 名主佐十郎	・太尾村角力(花代)	10月番 名主七郎右衛門
・勤化(伊豆旅僧)	4月番 名主佐十郎	・勤化(不動尊)	・川崎宿助郷御用	・鷹場御用
・勤化(信州旅僧)	・勤化(小石川朝日神社〈ママ〉)	・勤化(小石川朝日神社〈ママ〉)	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・川崎宿助郷(京都御用・参勤交代緩和帰国通行)
6月番 名主七郎右衛門	5月番 彦左衛門	5月番 彦左衛門	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・鷹場御用
7月番 彦左衛門	・勤化(香取大神宮)	・天氣乞(日乞) 祈祷	4月番 名主佐十郎	11月番 彦左衛門
・勤化(遠州諏訪大明神)	6月番 名主七郎右衛門	6月番 名主七郎右衛門	5月番 名主雷之助	・川崎宿助郷(京都御用・参勤交代緩和帰国通行)
・遠州光明寺開帳	・紛失衣類取調(火付盗賊改)	・紛失衣類取調(火付盗賊改)	・座頭宿泊	
・勤化(丹後宮津籠大明神)	7月番 彦左衛門	7月番 彦左衛門	6月番 名主七郎右衛門	
・川崎宿地震・台風被害助成	8月番 佐仲治	8月番 佐仲治	7月番 彦左衛門	
8月番 佐仲治	・川崎宿地震・台風被害助成	・川崎宿地震・台風被害助成	・祭礼乞喰仕切	
・川崎宿地震・台風被害助成	・川崎宿地震・台風被害助成	・川崎宿地震・台風被害助成	8月番 佐仲治	
・川崎宿地震・台風被害助成	・川崎宿地震・台風被害助成	・川崎宿地震・台風被害助成	・寄合	
9月番 伊右衛門	・川崎宿地震・台風被害助成	・川崎宿地震・台風被害助成	・高田堰番遣	
・紛失衣類取調(火付盗賊改)	9月番 伊右衛門	9月番 伊右衛門	9月番 伊右衛門	
10月番 名主佐十郎	・時疫(疫病) 退散祈祷	・時疫(疫病) 退散祈祷	・関東取締出役御用状順達	
・鷹場御用	・御印状継立	・御印状継立	・鷹場御用	
・勤化(下総国中山牛頭天王神主)	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・鷹場御用	
・川崎宿助郷閨係寄合	・松橋掛替入用	・松橋掛替入用	・川崎宿助郷(尾張様通行)	
・勤化(上野国勢多郡天満宮)	・遠州秋葉山光明寺灯明奉納	・遠州秋葉山光明寺灯明奉納	10月番 名主佐十郎	
11月番 雷之助	・網島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽	・網島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽	・神奈川御役所触れ(外国人との売買)	
・鷹場御用	・川崎宿助郷	・川崎宿助郷	11月番 雷之助	
12月番 名主七郎右衛門	・勤化(甲斐国巨摩郡北山白山御宮)	・勤化(甲斐国巨摩郡北山白山御宮)	・旅僧宿泊	
・座頭合力	・祭礼乞喰仕切	・祭礼乞喰仕切	・鷹場御用	
・川崎宿助郷閨係寄合	10月番 佐十郎代伊右衛門	10月番 佐十郎代伊右衛門	・病氣通行人世話	
・勤化(遠州諏訪大明神)	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・鷹場御用	
	・鷹場御用	・鷹場御用		
	11月番 彦右衛門	11月番 彦右衛門		
	・水切落人足	・水切落人足		
	・勤化(野川村影向寺)	・勤化(野川村影向寺)		
	・川崎宿助郷(公家衆通行)	・川崎宿助郷(公家衆通行)		
	・鷹場御用	・鷹場御用		

一百文 仲間へ遣ス

二月十七日

一百文 仲間一条二付中井へ行

同

一拾六文 ろう(ろうそく)一丁

二月十三日

一百文 先納金利足一条二付行

四月朔日

一五百三拾貳文 御屋敷へ焼米持参、一夜泊り

同

一貳百七拾貳文 右宿払

三月朔日

一百文 皆済持参

四月八日

一百文 先納金利足之儀二付高田村鉄五郎拙

宅へ参り候

同日

一百四拾八文 右二付酒五合

去午年帳落

一貳百四拾八文 御用ちようちん張替、くさり取替へ

(中略)

(イ)

メ拾四貫三百九拾壹文

此丁せん(銭)拾三貫八百拾九文

是ヲ高七拾五石二割

壹石二付丁せん百八十四文二分五厘(厘)三毛

公用分内掛り

一拾貫六百拾七文 丁せん拾貫百九十三文

是ヲ八十石二割

壹石二付丁せん百廿七文四分壹厘二毛

公用地頭用合 三百拾壹文六分六厘五毛

(ウ)

一六貫四百十七文 彦左衛門

一壹貫三百八拾六文 金次郎

(二八名分略)

(エ) 公用覚

一六拾四文(合点) 張紙代

御鷹匠十代様人馬触、溝(の)口より請取池辺村へ継 夜半式人

艶吉・清次郎

正月八日

一百十八文 ろう足(蠟燭)三丁

山田村継場

同九日

一人足壹人 六左衛門(合点)

一同壹人 弥五兵衛(合点)

(後略)

先に検討した「御公用村入用帳」が入用帳と題しながら御用留的な史料であったのに対し、「公用地頭用控帳」は曾根知行所で掛った入

用費（経費）とその立替者を書き上げた入用帳である。（ア）の記載部分は、入用費の書き上げで、正月の江戸地頭屋敷へ年始行費用、屋敷の「用人・侍・仲間」への酒代や心付、先納金利息に関する隣接知行所三か村（山田村・高田村〔現横浜市港北区〕・有馬〔間〕村〔現川崎市宮前区〕、高田村は山田村の東境、有馬村は北境と接する）名主の寄合・連絡にかかる経費、皆済状や人別状の公的書類提出費用、蠟燭や御用提灯などの事務経費などである。最初に年始へ出向いた「源兵衛様」は「御地頭所様御用役相沢源兵衛様」²⁰とある曾根知行所の用人で、長く三か村を管轄した。（イ）の部分は地頭用諸入用の合計と公用を合わせた負担額が計算されている。地頭用の合計が一四貫三九一文（丁銭で一三貫八一九文）、これに曾根知行所の知行高で割り替え、一八四文二分五厘三毛となる。同様に公用での「内掛り」（曾根知行所分）の一〇貫六一七文（丁銭で一〇貫九三文）の石高での割り替えが一二七文四分一厘二毛、公用・地頭用合計三一一文六分六厘五毛が石あたりの負担額として算出されている。（ウ）の部分は費用を立替えた者が書き上げられている。筆頭の彦左衛門は名主役で立替額も多い。掲げなかった部分には高田村や有馬村など曾根知行所の別村百姓も見える。

「公用寛」と記された（エ）の部分は、公用（前述の村・広域行政）の曾根知行所分（内掛り）の書き上げで、先に検討した九給の「御公用村入用帳」の事案と対応する。ここでは正月の鷹匠通行（鷹場御用）の人馬費用や事務経費（張り紙・蠟燭代）の記述が確認できる。

安政四年・五年・六年の三冊分の内容を示した表3から曾根知行所（地頭用）の営為をみていきたい。

「地頭用」の事項を大別すると、領主や地頭役所への年礼・儀礼関係、年貢や諸役などの「負担」関係、他村知行名主との連絡・寄合関係になる。年礼・儀礼は、年始、土用見舞い・暑中見舞い、嵐見舞い、寒中見舞い、年暮（歳暮）などで、村・百姓の側からは領地・領民（知行付百姓）であることを意識し、その帰属を確認する機会であった。年貢などの「負担」は、焼米納、皆済状提出、先納金、夏成金、畑成金、国役金²¹などが見える。すでに「契約」として合意・納得している恒常的「負担」の記述は簡潔であるが、「泣く子と地頭」と語り継がれる臨時の負担や私的・恣意的な負担、相対により決まる負担率など、「契約」外の案件に関しては、知行所名主間での合議・調整や担当用人（相沢源兵衛）との交渉・働きかけなど、その記述は多い。とりわけペリー来航以降の大規模な動員や国家・社会体制の変化、加えて安政二年（一八五五）の地震被害、安政三年の台風被害により旗本財政は悪化しており、その補填は知行所村々に転嫁された。「契約」外の「負担」は、本史料では、地頭屋敷の普請金・屋敷内の井戸掘り人足（地震・台風の影響）、先納金の利息率、また地頭の奉公人「仲間（中間）」²²にかかわる「不埒」な負担・要求があり、最善策を探る名主たちの寄合が多く持たれている。

安政五年の屋敷御普請・井戸掘り人足に関しては、井戸掘り人足免除の方策を寄合で探り、地頭役所への働きかけが行われたが、地頭は「井戸御免候二付、三ヶ村高割にて御普請手伝被仰付候」（七月一四日）と、井戸掘り人足を免除するかわりに屋敷御普請を三か村高割で負担するように命じてきた。この類の臨時負担の高割が恒例化することは、名主たちにとって受け容れられず、なにより領民の理解が得られない

表3 山田村曾根知行所入用 * 都筑郡山田村大鳴家文書

(安政4年正月「公用地頭用諸役扣帳」)		(安政5年正月「公用地頭用控帳」)		(安政6年正月「公用地頭用控帳」)	
(地頭用)	(公用)	(地頭用)	(公用)	(地頭用)	(公用)
正月	・尾州様通行	正月	・張紙代	正月	・張紙代
・高田村(曾根知行所)へ年始	2月	・源兵衛様年始	・鷹場御用	・源兵衛様年始	・鷹匠通行
・御屋敷(地頭江戸屋敷)年始(宿代)	・鷹場御用	・御屋敷用人・侍へ年始	・知行所寄合(地頭敷普請、源兵衛様行、ろうそく代)	・御屋敷用人・侍へ年始	・合力(川越下各村座頭)
・御屋敷用人・侍・仲間へ年始(心付、酒)	・合力(旅僧)	・知行所寄合(地頭敷普請、源兵衛様行、ろうそく代)	2月	2月	2月
・御伝馬御印状継立(野川から高田)	・御伝馬御印状継立(野川から高田)	・御伝馬御印状継立(野川から高田)	4月	・寄合(仲間一条、中井)	・合力(川越下各村座頭)
・寄合(仲間之儀、有馬へ手紙、高田行、源兵衛行)	・合力(浪士)	・寄合(廻状(有馬へ))	8月	・寄合(先納金利息一案)	・日光新宮様通行
・寄合(先納金利息、高田行)	合力(小石川薩町鳥屋)	3月	・川伐(南土手)	・御屋敷へ焼米納(宿代)	・[大還普請]
4月	・勅化(豆州戸田村大行寺)対応	・御屋敷様焼米納費用(宿代)	・伝馬帳紙代	3月	3月
・皆済状・人別帳納	・公家通行	・寄合(先納金、有馬へ手紙、源兵衛行)	9月	・皆済状納	・公家様通行
・焼米納費用	・勅化(一ノ宮)	4月	・皆済状・人別帳納	4月	7月
・寄合(先納金、仮免取立)	・合力(旅僧)	・皆済状・人別帳納	・妙見祭了届	・人別帳納	・(祭礼)非人仕切(朝飯)
・三役人(山田・高田・有馬)寄合飯料(とうふ・酒等)	・焼印(鷹場)引替	・妙見祭了届	・寄合(先納金、地頭敷普請金)	・寄合(先納金利息、拙宅、酒代)	9月
・郡代金借用出府	3月	・寄合(先納金、地頭敷普請金)	・寄合飯料(とうふ・あげ・肴・酒)	・御用提灯修理	・村祭之食仕切
・役所入用(筆墨、茶代)	・公家衆通行	・寄合飯料(とうふ・あげ・肴・酒)	・寄合(仮免取立、三役人飯料)	・源兵衛様手紙有馬へ(ろうそく代)	・尾州様通行
6月	・御林見分役人対応	・寄合(仮免取立、三役人飯料)	・廻状(地頭敷普請金、有馬へ)	・出府(仲間一条、宿代)	・大川之伐
・源兵衛様へ土用見舞	4月	・廻状(地頭敷普請金、有馬へ)	5月	5月	11月
・夏成納	・尾州様通行	5月	・寄合(仲間一条、高田、ろうそく代)	・寄合(仲間一条、高田、ろうそく代)	・合力(鳥屋)
・御用状継立(有馬村へ)	5月	・寄合(地頭敷普請金、源兵衛行、中井・有馬寄合)	6月	6月	
7月	・牢屋割合金	・高田村へ礼金(去巳年助郷差村一条)	7月	・源兵衛様土用見舞	
・源兵衛様へ嵐見舞	・焼印(鷹場)引替	6月	8月	7月	
・寄合(先納金利息、ろうそく代)	7月	・寄合(御屋敷井戸掘御免、仲間不呼、高田行、有馬行)	・御屋敷へ土用見舞(宿代・菓子代)	8月	
8月	・香取(社)勅化	・御屋敷へ土用見舞、書中見舞(宿代・菓子代)	7月	・源兵衛様手紙有馬へ	
・津島御師対応	・遠州諏訪神明勅化	7月	・寄合(御屋敷行(井戸掘り御免願))	11月	
10月	・丹後一宮籠大明神勅化	・寄合(御屋敷行(井戸掘り御免願))	8月	・国役金納廻状(高田から有馬へ)	
・御用状継立(国役納、有馬村へ)	8月	8月	・国役金納	・国役金納	
・寄合(仲間不奉公、中井寄合、御屋敷行)	・川崎宿小西屋普請見舞(地震・台風被害)	・寄合(御普請金、高田)	・寄合(利分之儀)	・国役金納	
・寄合(源兵衛様行、有馬へ手紙)	・川崎宿助郷御寄合(久未村出会、茶代)	・御普請金持参	・畑年貢納廻状(高田から有馬へ)	・畑成納	
12月	・水屈ケ行(雨乞か、6～8月)	9月	・畑成納	12月	
・三役人飯料(ねぎ・とうふ・あげ・むさみ)他		・御屋敷普請見舞(酒代)	11月	・三役人寄合(夕飯代)	
・勘定・皆済寄合飯料他		11月	・寄合(国役納)	・寄合(三か村勘定)	
・源兵衛様へ年(歳)暮		・津島御師対応	・源兵衛様上方より帰宅二付挨拶(酒代)	・榛名山初穂	
・榛名山初穂		・源兵衛様上方より帰宅二付挨拶(酒代)	12月	・源兵衛へ寒中見舞	
・助郷小歩行(むじろ)		12月	・寒中見舞	・御屋敷へ年暮(用人へ酒代、宿代)	
・御用人・御屋敷へ年暮(菓子代、宿代)		・三役人(高田・有馬・山田)飯料	・三役人(高田・有馬・山田)飯料	・源兵衛様へ年暮	
・寄合(仲間之儀、御屋敷行)		・源兵衛様御年暮	・源兵衛様御年暮	・府内小歩行代	
		・榛名山御初穂	・榛名山御初穂	・御用提灯修理・筆墨代・炭代	
		・助郷小歩行代	・助郷小歩行代	・寄合(利分之儀、有馬1度、高田2度)	
		・御屋敷へ御年暮(宿代)	・御屋敷へ御年暮(宿代)		
		・筆墨代	・筆墨代		

ことから、「右高割八御免願、三ヶ村名主計にて出金致候相談致候」（七月一八日）とあるように、高割を回避し、三か村名主の出金で賄うことが「相談」されている。八月一七日には御普請金が地頭へ納められている。「仲間」に関しては、安政六年十二月「御国役上給割附帳」²³に「三ヶ村にて仲間五人出ス、内山田村にて壱人出ス、来ル申年上給割、一金式兩ト銀四拾匁定例納、外ニ銀四拾匁仲間壱人増給金」とあり、知行所三か村で仲間を雇って（給金の賄い）おり、翌年（申年、万延元）にはさらなる増分と記されている。このほか彼らの酒代も計上されており、村の大きな負担となっている。「公用地頭用控帳」ではこの問題の背景にはペリー来航以降の軍役の増大により、武家奉公人の需要が高まった幕末期固有の状況がある（その後慶応期まで続く）。武家奉公人は全体的に不足し、仲間の賃金も高騰、地頭の財源では賄いきれなかったのである。

前述の通り寄合は隣接の知行所三か村（山田村・高田村・有馬村）に参会して行われ、参会しない場合は手紙や廻状で情報が共有された。三か村のほか、「中井」でも寄合が開かれている。「中井」については地名か屋号（茶屋などか）かは不明であるが、三か村役人が随時集まれる近所にあつたと思われる。寄合での飲食は「三役人飯料」などと記され、料理素材や酒の経費の記述がある。これらの勘定は「三ヶ村勘定」として定期的に小決算が行われているが、村民への透明性は不明である。

この他の「地頭用」としては、筆墨代や御用提灯修理費、御用荷人力運搬費（小歩行代）などの事務経費のほか、名主彦左衛門は「榛名

山初穂」「津島御師案内」費用を計上している。先に検討したように勤化や御師の対応は広域案件として給々名主「御公用村入用帳」に計上されていたが（例えば安政四年七月、当番名主であつた彦左衛門は、香取大神宮、遠州諏訪明神、遠州光明寺、丹後宮津籠大明神の対応に当たっている）、榛名山（上野国）と津島社（尾張国）の対応は曾根知行所の公用とし経費を計上している。理由は不明である。

「内掛り」（曾根知行所分）の「公用」の内容は、先の給々名主「御公用村入用帳」と重複するのでここでは検討しない。表2と表3を比較し確認していただきたい。

三 「村内給々廻状」と村政運営

（一）「村内給々廻状」の形式・様式

山田村の河野知行所名主織茂家には、月番名主が他の給々名主宛に出した廻状（「村内給々廻状」とする）が残る²⁴。廻状の差出人が複数の月番名主であるので、残った廻状は当時の織茂家当主（名主富之助）と他名主の筆跡のものがある。廻状は一般的に順達後、「留り」（最後の宛名人）から元（差出人）に戻せと指示がある場合と、内容の重要度が低い場合はその指示がなく、「留り」に残ることがある。織茂家に他の名主が出した廻状が残った理由は後者の例が多い。先に検討した給々名主の御用留「御公用村入用帳」との関係で整理すれば、月番名主は外部から来た廻状類を村内の給々名主に順達し、重要なものは順達前後に「御公用村入用帳」へ書き留めたのである。外部からの廻状ではなく、月番名主が初発のものも残るが、これらは「御公用村入用帳」へは書き留められていない場合が多い。廻状の形式・様式

を示すため二例掲げたい。

〔史料三〕

以廻文申達候、然は鷹御用トして来ル四日江戸御出立ニて当領へ御越二相成候間、例年之通り田場水切落シ可申付候

一当年の儀は田場通り足入之場所多ク有之候間、御捉飼之差支ニ不相成候様可被申付候

一渡し仮橋修覆懸替等無油断是又可被申付候

一村々殺生人不入込様、小前一同へ心得候様可申付候

一野耕地ニて野火肥火燧火等決して不相成候間、惣て高声ニて諸鳥追

立申間敷候、并ニ池沼水溜り等ニて魚獵一切不相成候間、右は前

文之通り村々村下へ請印致し、以刻付早々順達留村より我等方へ

可被相返候、以上

十一月五日 午ノ中刻

右之通り御用廻文丸写ニ致し候、就ては水切落人足御給々ニて壹人ツ、明日六日二メ下へ御差出シ可被下候、以上

月番

十一月五日 名主 富之助（印、河野知行所）

御名主 伊右衛門様（合点、鈴木知行所）

同 佐十郎様（合点、幕領）

同 彦左衛門様（合点、曾根知行所）

同 七郎右衛門様（合点、志村知行所）

同 佐仲次様（山本知行所）

猶々申上候、明五ツ時迄ニ、人足御差出可被成候、以上此廻状留より我等方へ御返シ可被下候

年欠であるが、名主のメンバー構成から安政年間から文久元年

（二八六一）の間に出来た廻状である。鷹場役人の巡回の際に廻状が捉飼場である山田村等に順達され、山田村の月番名主富之助（河野知行所名主、織茂家）がこれを写し五名の給々名主に回覧、留りから「我等」（富之助）に戻り同家に残った。鷹場役人巡回にともない田地などの「水切落」が求められ、山田村では知行所ごとに一人宛の人足が集合日時に集合場所へ出向くことが指示されている。内容を確認した名主たちは自身の宛名に合点を記しているが、山本知行所名主の佐仲次にはない。彼は合点がないのかもしれないが、そのような場合は寄合の場で調整・合議の可能性もあった。

〔史料四〕

（下札）「御礼之護摩宜敷義と奉存候、富之助様より別当寺へ御達可

被成候 左中二」

以廻状得貴意候、然は榛名山代参之もの兩人共今夜戌ノ中刻頃無事帰宅仕候間、此段御達申上候、扱御利益を以能御湿仕り難有奉存候、依之明十六日より十八日迄三日之間休、正月仕り、明十六日早昼より昨今之通り神酒錢廿四文ツ、軒別御集被成、一同御立会御礼之こり（垢離）仕可然哉と奉存候間、此段御達申上候、就ては長泉寺様御頼、御礼之護摩差上候ては如何可有之候哉、此段各々様方御承知ニ御座候可否御下札ニ被成、留り富之助様より長泉寺様へ御通達奉願上候、先は不取敢奉申上候、猶廻状御披見之上、早々御順達可被下候以上

同役

六月十五日

伊右衛門

亥上刻出ス

御名主

同 佐十郎様 (下札) 「御廻状之趣至極宜敷と奉存候間、此段申上候」

同 彦左衛門様 (下札) 「御廻文之趣承知仕候、以上」

同 佐仲治様 (合点)

同 七郎右衛門様 (合点)

同 富之助様

尚々各々様方ニは御相談も仕度儀御座候間、小前之もの不立合内々御出会可被下様奉願上候、以上

この史料も年欠であるが、名主のメンバーが史料三と同じであることから安政年間から文久元年のものと考えられる。月番の伊右衛門(鈴木知行所名主、後述するが綱島寄場組合の小惣代でもあった)が初発の廻状で、五人の給々名主に順達されている。廻状を發した伊右衛門は、自身の提案(趣)に対する承諾(「可否」)を廻状で給々名主に問(「各々様方御承知ニ御座候可否」)、その回答を「下札」に認めることを求めている。佐十郎と彦左衛門は下札で「至極宜敷」や「承知」と同意を示し、佐仲治と七郎右衛門は「合点」で承知を表明している。さらに佐仲治は先頭の下札で「宜敷義と奉存候」と承認を示した上で、案件への富之助の助力(寺への依頼)を求めている。廻状は「留り」(戻せとの文言無し)の富之助(織茂)家に残り、彼にはその後の助力が求められていることもあり、合点は記されていない。内容の雨乞等の除災祈願に関しては、他の事例と合わせ後述するが、ここでは相給村落の給々廻状が情報共有とともに給々名主たちの合意形成や稟議の機

能も持っていたことを確認しておきたい。

(二)「村内給々廻状」の内容

織茂家には六一通の村内給々廻状が残っていた。その内容を大まかに分類すると以下のようなになる。

〈一〉宿場御用一六通 〈二〉組合村一五通 〈三〉鷹場御用五通 〈四〉除災祈願八通 〈五〉神社祭礼四通 〈六〉道・橋・川の普請、見回り点検四通 〈七〉帳外一通 〈八〉「負担」関係内容不明三通 〈九〉内容不明五通

内容が不明な〈八〉〈九〉は別として、〈一〉から〈七〉が給々一村の公用であり、先の「御公用村入用帳」の内容(表2)と対応する。廻状では神社の祭礼や除災祈願を例外として村内の身近な営為は扱われていない。身近な営為とは、国事・有事に繋がるような大事に対する身近な小事ほどの意味で、日記研究²⁶⁾が明らかにした村内の權益や身分秩序に関する出入りや訴願処理・内済行為、冠婚葬祭や年中行事・各種講活動などの民俗・生活事象などである。この類の営為は先に検討した曾根知行所の「地頭用」にも見られず、これらが明らかにできないことは本稿が対象とした諸史料の限界としておきたい。

廻状の内容は、宿場御用、組合村関連が多く、鷹場御用が続き、「御公用村入用帳」の内容と同様に広域行政(地域社会)にかかわる案件が中心である。廻状は年欠のものがほとんどであるが、村役人構成や内容から比定すると幕末期のものが多い。

給々名主の月番制や「村内給々廻状」に見る山田村の連絡・合議、さらに執行の体制は、広域行政に対応するチームとしての側面を持つ。このチームが、ペリー来航以降から維新を迎える時代に、その存在自

体が外交的・政治的・思想的「争点」の地となった「横浜」の近郊地域において、多給の村内をまとめ、さらに広域の諸関係者・機関と調整を取りながら、どのように村政を運営していったのか、廻状から探っていききたい。内容に関しては、除災祈願と、開港前後から治安や防衛的役割を強める組合村に絞り検討する。

① 除災祈願と給々名主チーム

除災祈願に関しては、先の史料四の雨乞から検討したい。内容は雨乞後の御礼祈祷に関するものである。雨乞の一形態であるお水貰いは、靈験のある聖地へ聖水を貰いに向かい、持ち帰った聖水を村内各所に撒き雨を誘う祈願で、この地方では広く行われていた⁸⁰。この雨乞は一村または複数の村（村連合）の代表が代参という形で聖地へ赴いたが、後者の場合は広域な企画となった。そしてその聖地の一つが榛名山であった。お水貰いで効験があり雨が降ると、お水返しと称し再び代参者が榛名山に向かった。廻状にある伊右衛門の提案は、お水貰いの雨乞により雨を得たため（「御湿仕り」）、代参者が榛名山から帰ったのを機に、お礼の護摩祈禱を三日間正月（休日）にして村総出で行う企画である。前述の通り伊右衛門はその「可否」を廻状で給々名主に問うている。場所は村内の長泉寺（河野知行所管轄）で、富之助（河野知行所名主）が寺との調整を求められている。この提案は合意を得て執行されたようだが、給々名主たちがチームとしてイニシアティブを取り、三日間の休日を設け祈禱を企画した背景はもう少し探る必要がある。

一般に雨乞などの除災祈願は、休日（遊び日）や酒宴などの娯楽的要素をとまなうことから、若者組を中心とする小前百姓が実施を要求

する場合が多い。祈禱後に直来などと称し酒宴が催されることは一般的で、廻状によれば山田村でも軒別に神酒銭が集められている。尚々書には「小前之もの不立合内々御出会可被下様奉願上候」とあり、内容は不明であるが小前百姓に内密な出会も求められていた。関連研究が指摘するように、祭りのイニシアティブをめぐるせめぎあいは近世後期から顕著になり、為政者も注視している⁸¹。続けて除災祈願に関する廻状を紹介したい。雨乞とは逆の日乞である。

〔史料五〕

以廻状得御意候、各様益御壮栄御勤役之段奉賀候、然は引続霖雨にて御同前二難渋至極ニ奉存候、右二付日和乞御祈禱相願度旨申出候族も有之趣難捨置、明十四日五ツ時揃妙見社ニおゐて日和乞御祈禱護摩修行可仕候間、其御支配下神酒銭軒別百文ツ、御取集メ、各様方は勿論銘々参詣いたし候様御達し可被下候、猶此状御披見之上早々御順達可被下候、以上

月番名主

五月十三日 佐 助（幕領）

同 又右衛門（鈴木知行所）

御名主

三之助様（合点、山本知行所）

同 彦左衛門様（合点、曾根知行所）

同 七郎右衛門様（合点、志村知行所）

同 富之助様（河野知行所）

追て彦左衛門様へ御願申上候、本文護摩修行之儀長泉寺様へ御願可

被下候、人足も壹兩人入用ニ可有之候間、此又宜敷被取計可被下候、以上

年欠だが、安政年間と比較すると、幕領と鈴木知行所、山本知行所の名主役が新たになっている。文久元年（一八六一）四月までは安政年間の名主構成と変わらないが、元治元年（一九六四）六月の廻状（史料一二）から、幕領名主に佐助、そしてその後地域のリーダーとなる鈴木知行所名主又右衛門が加わる。山本村知行所名主佐仲次は慶応三年（一九六七）九月の廻状（史料一五）まで名が見えるが、その後は三之助に替わる。以上の比定から、この廻状は慶応四年（一八六八）五月に出されたものである。理由は不明であるが月番名主が二名いる。富之助（織茂家）が「留り」であることから、彼の合点はなく廻状は同家に残った。日乞の護摩祈禱を妙見社で行うとの内容で、やはり御神酒銭が徴収されている。「各様方者勿論銘々参詣いたし候様御達し可被下候」とあるように、名主の参加は「勿論」、「銘々」（村民）の参加も求めており、祈願参加は一種の「村役」であった。注目したのは「御祈禱相願度旨申出候族も有之趣難捨置」とあることで、祈禱を願う「族」がいて、その願い（要求）を無視できないので実施するという。「族」は前述した当時の一般的傾向から村政、自身の生活、また広く「世の中」に不満を持つ小前百姓と考えられる。

次の史料は風祭と雨乞のものである。

〔史料六〕

廻状ヲ以得御意候、然は来ル十九日例年之通大善寺ニおゐて風祭修行可致候間、其御配下へ御触達し被下、各々様方は勿論、一同早朝より御出席可被下候、且御神酒銭軒別百文ツ、御取集御持参可被下

候、猶御天氣照統候ニ付、雨乞之儀綱島村飯田助太夫殿より被相触、拾四五ヶ村組合明十七日出立、上州榛名山江御水貫ニ差遣し候積、当村之儀も組合ニ相成候間、此段御承知可被下候、左候ハ、廿一日ニは御水着可致候間、就十九日風祭之節、得拜顔万々可申上候、猶此廻状村々御順達可被下候、以上

名主

七月十六日

又右衛門

（宛名五名略）

宛名五名は略したが名主メンバーは史料五と同じであり、慶応四年七月の廻状である。雨乞が被害に應ずる臨時の行事（柳田国男は「臨時の祭」と呼んだ）であったのに対し、台風除災祈願である風祭はこの地域で年中行事化（歳事化）しており、「例年之通」とある。風祭は村内大善寺で村の行事として行われている。一方、雨乞は組合村を単位に村が連合して行われている²⁸⁾。史料四と同様に榛名山へのお水貫いの雨乞で、綱島村寄場組合（以下綱島組合と略す）の内一四、五か村が連合して（組み合って）行った（代参者によるお水貫い）。注目したいのは雨乞の触れを出した北綱島村名主飯田助太夫と、触れを受けた又右衛門の二人の人物である。二人は綱島組合の役人物代（助太夫が大惣代、又右衛門が小惣代）であり、後述する綱島組合農兵隊取立の出願者であった。雨乞などの除災祈願と組合村・農兵に共通するものは地域の危機管理の問題である。災害と一揆・騒擾の連関（関係）は周知のことであり、災害にともなう治安の悪化は、常に関東取締出役など為政者の関心事であった。当然災害を除く「除災祈願」も関東取締出役（寄場組合）の管轄領域であった²⁹⁾。前述の通りペリー

来航以降の不安定な政情から政権が交替し、安政期以降は天災や疫病が頻発、また横浜開港にともなう経済的混乱により、人びとに不満と不安が募っており、この時期、一揆や騒擾（世直し運動）に繋がる可能性は高まっていた。この雨乞が企画される二年前には武州世直し一揆が起こり、横浜を目指した一揆勢に為政者はもとより当該地域の富裕層・村役人層は戦慄した。山田村や周辺地域（横浜近郊）をめぐるこのような時代的・地域的狀況の中で、給々名主チームは、除災祈願のイニシアティブを握り、祈願に伴う遊びの場・空間（飲食・遊興等）を創出し、村民の不満・不安・閉塞感の緩和・拡散・解放を図り、組合村も除災祈願を広範囲で企画・実施し、地域の安寧や世直しを願う人びとの心意統治⁸¹を果たそうと努めたのである。

現在も山田で行われている虫送りの廻状を紹介したい。

〔史料七〕

以廻状得貴意候、嚴暑之節二御座候処、各々様益御壮栄御勤役之段奉賀候、然は来ル八日虫送仕度候間、昨年之通妙見社へ一同正九ツ時揃罷出候様御配下へ御達し可被成候、且又御神酒錢之儀軒別百文ツ、御取集御持参可被下候、此状御披見之上、早々御順達可被成候、以上

同役

六月四日

栗原又右衛門

御名主

男全左助様（合点）

同 市川三之助様（合点）

同 大島彦左衛門様（合点）

同 栗原七郎右衛門様

同 織茂富之輔様

虫送りは虫害への除災祈願であり、山田村（現南山田）で現在も続く「伝統」行事である。名主のメンバーは史料五・六と同じであるが、各人が苗字を持つことから明治初年の廻状である。妙見社に集合すること、酒代が徴収されることは他の除災祈願と変わらない。廻状等に見える山田村の除災祈願は、雨乞・日乞・風祭・氷祭・虫送りであるが、現在虫送り以外は途絶えている。旧山田村は現在、北山田・南山田・東山田に分かれるが、虫送りは山田神社（旧妙見社）のある南山田で続けられている。明治三六年（一九〇三）刊行『神奈川県都筑郡中川村々是調査書』⁸²の「生活および社交」項目（「臨時の正月」）には「田祭正月（虫送り）は予め定まれる順路を夕方より笛太鼓を囃して練り歩き終わって神酒を飲む」とあり、虫送りは村民の「偕楽」として「社交」に分類されている。同書は「臨時の正月」を「仕事を休みて飲食偕楽するを俗に正月と云う」とするが、近世後期の除災祈願全般に当てはまる規定である。そして現在行われている虫送りの「除災」という本来の意味を失い、地域住民の「社交」の場・空間として存続している。平成一七年（二〇〇五）には横浜市の無形民俗文化財に指定され、その「伝統」は地域の紐帯となり誇りともなっている。

② 村の武装化と給々名主チーム

除災祈願が心意統治であるのに対し、寄場組合村の防衛・武装化は「手余り候節は打果候」「手二余り無余儀場合二至り候ハ、打殺し切殺候」（史料一二及び注⁵⁰）とある武力的・暴力的統治である。統治の対象は横浜開港に反対する勢力、そして世直し運動を展開する勢力、

場合によっては自村・自領の村民・領民が対象になる可能性もあった。

一方で、川崎組合農兵取立出願者である添田七郎右衛門は、当該地域の「近比は何となく人気不穩」（治安悪化状況）を踏まえ、武装化に付随する農兵の訓練が持つ効果・効用を「農隙休日等二追々習熟練達罷在候へハ、惣体人氣も自然と義勇二涉、無頼放蕩悪者共、徘徊不仕、無難二百姓相続仕、偏二御撫育筋」³³と記す。彼は訓練が生み出す「義勇」が治安を安定させるとの認識を示しているが、これは心意統治の範疇に入る。訓練や武術稽古の場が醸し出す高揚感や一体感など、ある種の心地よさは、祭りの場と共通するようにも思える。

組合村の治安・防衛機能の強化、武装化に関連する廻状をみていきたい。

〔史料八〕

尚々七郎右衛門様へ申上候、去二日出会之節申上度候割合金之義、

明九日夕刻迄二御届可被下候、以上

以廻状得貴意候、漸々快晴御同前二大慶至極奉存候、然は横浜御取締一条二付御相談申上度儀御座候間、来ル十日正四ツ時揃給々御喜人ツ、弁当御持参綱島村名主政之丞方江御出会可被成旨、寄場役人中より達来候間、則御達申上候、刻限無遅滞御出張可被成候、猶此状御披見之上早々御順達可被下候、以上

同役

（安政七年）
申三月八日

伊右衛門

御名主

佐仲治様（合点）

同 彦左衛門様（合点）

同 七郎右衛門様（合点）

同 富之助様

同 佐十郎様

安政六年（一八五九）六月の横浜開港にともない問題となったのは、水戸を中心とする攘夷派浪人による外国人殺傷事件であった。同年から翌年にかけて横浜および横浜周辺で同類の事件が度々引き起こされ、外交問題になりかけた。さらに安政七年（万延元年）三月三日に起きた桜田門外の変により水戸藩急進派の勢いは増し、彼らの矛先は横浜に向けられた。繰り返すが、横浜はその存在自体が外交的・政治的・思想的「争点」の地となったのである。このような時代的・地域的情況を受け、横浜近郊の村々は、横浜の防衛と横浜近郊の治安維持を任されることになる。この廻状は桜田門外の変の直後（五日後）に綱島組合から山田村へ出されたもので、「横浜御取締一条二付御相談」のため南綱島村名主政之丞（寄場名主）宅へ参集することが命じられている。相談の内容は記されていないが、二月末に設置された見張番屋・木戸の状況³⁴や桜田門外の変直後の防衛対策などが相談されたと考えられる。翌月閏三月朔日には次の廻状が届く。

〔史料九〕

急廻状を以御達申上候、然は御取締御出役石井権之助様明二日見張御番家御見分として綱島村へ御廻村有之積り之処、御同人様急御用有之、暫時御延引二相成候間、左様二御承知可被成候、尤追て御沙汰次第猶又日限可申上候、廻状早々御順達留より御返却可被下候、以上

同役

閏三月朔日

伊右衛門(印)

(宛名五名略)

鶴見川の橋に設けられた関門・見張番屋を関東取締出役石井権之助が視察する予定だったが、その延引を知らせる急廻状である。このような動きを受け、綱島村組合村々の体制的な対応が進む。同月一七日には山田村で「横浜御取締向村方議定」が締結される。

〔史料一〇〕

議定一札之事

今般横浜町之儀は別段御取締として御勘定御奉行山口丹後守様より嚴重被仰出、玉川筋渡船場・鶴見川通り橋々へ関門見張番屋御取建ニ相成、万一横浜ニおゐて急変出来致シ候節は最寄村々より人数差出シ、見張番屋へ相詰可申旨 御取締御出役様御廻村之上被 仰渡、私共村之儀は綱島村橋関門防として人数可差出旨承知 奉畏候、依之議定取極候処左之通り

一 御公儀様御法度之儀は不及申都て村方掟之儀堅ク相守可申候事

一 横浜ニおゐて違変出来致シ候節は、村役人中より御差図次第綱島橋へ相詰メ可申候、尤壹番手より式番三番手迄組分ケ致シ、壹組壹昼夜代り相詰メ可申候、且壹番手人数繰出シ候ハ、跡式番手之もの支度いたし居り、御差図次第罷出、壹番之ものと代り合可申候、残り三番組之ものは昼夜に不限代り〳〵村方見廻り取締可致候、壹番組之者引戻し候ハ、右人数にて村方見廻り、三番組はハ支度致居り、是又御差図次第詰場所へ罷出、式番組之ものと代り合可申候、人数不残引戻シに相成候迄は右振合を以詰場所へ罷出候儀は勿論見廻り之儀可仕候、若又詰場所より先々へ人数繰

出シ相成候共、御差図次第違背仕間敷候事

但食事儀は詰場所へ罷出候者のみ焚出より弁当差送り可申候、

村方見廻り致シ候ものは銘々宅ニおゐて食事致候事

一人数繰出シ候節は太鼓ヲ相図ニ急速名主佐仲次方へ駆付一同勢揃いたし区々ニ不相成様可致候事

一 火之元大切之儀は勿論ニ候得共、詰場所へ罷出候節は別て念入可申候

一 人数繰出シ中并村方見廻り之ものニ至迄酒一切給申間敷候、一同可為禁酒事

一 焚出し之儀は下根七右衛門・二ノ鹿蔵・宮下元次郎・芝生平蔵拾

四人にて申合せ、人数繰出シ之太鼓ヲ相図ニ早速焚出し、聊無差支様に仕候、尤代料之儀は其時々之相場ヲ以相払可申事

但詰場所へ持運之儀は村方人足ヲ以差送可申事

一 喧嘩口論等不致様急度相慎ミ相互ニ勘弁致シ可申候、万一心得違之もの有之候ハ、早速村役人へ申聞差図ヲ請可申事

一 諸入用之儀は何程相掛り候共、隣村之振合を以割合被成下候ハ、聊無差支差出可申事

右之条々堅ク相守可申候、依之壹番手式番手三番手迄夫々役割議定取極連印致置候処、如件

万延元年

武州都筑郡山田村

閏三月十七日

壹番手

名主 佐仲次

同 佐十郎

年寄 利兵衛

本史料は『神奈川県史』に全文の掲載と論述⁸⁵⁾があるので詳述しないが、綱島村の関門・見張番屋を防衛する山田村の体制と遵守規則が定められている。防衛体制は一番手(四一名)・二番手(四二名)・三番手(四三名)・本部(便宜的名称、一〇名)に分かれ、延一三六名で対応している。一番手を佐仲次(山本知行所名主)・佐十郎(幕領名主)、二番手を彦左衛門(曾根知行所名主)・七郎右衛門(志村知行所名主)、三番手を富之助(河野知行所名主)・松之助(鈴木知行所年寄)、本部を伊右衛門(鈴木知行所名主・綱島組合小惣代)が統括している。番ごとに「高張」「階子」「弁当持」「鳶口」、本部に「太鼓持」「焚出シ」「綱島橋詰メ」の肩書の者がいる。各番の統括は給々名主が二名で担当する体制を取っているが、曾根知行所と河野知行所の宗門人別帳⁸⁶⁾と各番の構成員を比較すると、一番手組に曾根知行所百姓が四名、河野知行所百姓が七名、二番手組に曾根知行所百姓が三名、河野知行所百姓が一二名、三番手組に曾根知行所百姓が六名、河野知行所百姓が一名、本部に曾根知行所百姓が一名、河野知行所百姓の二名がそれぞれ含まれており、各番手組の構成員は複数の知行付百姓の混成であった。

宗門人別帳との比較で、動員された村民を曾根・河野知行所で確認すると、曾根知行所一四軒の内、人を出した家は八軒、出していない家は四軒、河野知行所三三軒の内、人を出した家は二五軒、出していない家は八軒となっている。出していない家は、寺や女一人、戸主死亡などの理由がうかがえる。また曾根知行所で二軒、河野知行所で三軒が一軒から二名の人を出している。

関門・見張番屋は攘夷熱がさめる慶応三年(一八六七)六月まで存

続したとされるが⁸⁷⁾、山田村においてこの議定で定めた体制が実際に取られたかは疑問である。先の宗門人別帳で確認したところ、動員村民のうち五〇歳以上は一三人、中には七〇歳や八一歳の者(兩人とも村役人ではない)もあり、その後慶応年間に農兵へ求められた実践的(現実的)な人材「壮健之者」とは異なる。そもそも議定や掟は、守らせるべき理想形を示す便宜的・形式的側面を持っており、その内容が実態であったのかはきちんとした検討(史料批判や傍証)が必要になる。

八月には水戸浪人が横浜へ向かったとの風聞が伝わる。

〔史料一〕

大急廻状を以御達申上候、然は只今中川孫市様より左之通り御用状到来いたし候間、即刻御達申上候間、都て嚴重御心附可被成候、以上

御用状丸写

宿村継を以申入候、然は

水戸水郡方手代

森田 某

同 山崎忠治三男

見習勤 某

元 水郡方手代

治三郎倅

岡崎市太郎

外壱人

右之もの共出奔致し密二横浜へ急相赴候由風聞之趣、只今申越候間、

為心得申達候、触下へ急度申通し候様可被致候、以上

八月廿七日 中川孫市

助太夫殿

尚々そろく〱始り候哉ニて油断難成、其許引請大丈夫ニ可取計候、以上

右之通り寄場役人中より達来候間、急速御達申上候、猶無油断御心附可被成候、此廻状早々御順達可被下候、以上

同役

八月廿九日

伊右衛門

(宛名五名略)

年欠だが、井伊家の風聞書(万延元年)に同様のものがあり、万延元年(一八六〇)と比定できる⁸⁸⁾。井伊家のものは八月二六日付であり、関東取締出役の中川孫市は翌日(二七日)に(飯田)助太夫に廻状を出し、二九日には山田村に伝えられている。前述したように飯田助太夫は北綱島村の名主で、綱島村寄場組合の大惣代を務めている。史料六で検討した雨乞の企画や後述する農兵隊、鶴見川水利組合を束ねるなど、幕末・維新时期に横浜近郊で活躍した地域のリーダーであった⁸⁹⁾。伊右衛門は鈴木知行所の名主であるとともに綱島組合の小惣代も務めた。組合村関係の廻状(含除災祈願)は伊右衛門(子の又右衛門)から給々名主に出されているが、月番名主と合わせ組合村小惣代の立場から出されたとも考えられる。給々名主チームの役割分担と捉えてよからう。助太夫は「そろく〱始り候哉ニて油断難成」と戦闘モードに自ら入り込み、村々へ危機感を煽っており、水戸浪人の横浜襲撃に対する緊張感を喚起している。

その後、文久二年(一八六二)には生麦事件、同三年には井土ヶ谷事件が起こるなど横浜近郊の治安体制は緩むことは無かった。この間水戸藩は中央の政局でも立場が際立つようになり、水戸尊王派浪士は急進化、元治元年(一八六四)には天狗党の乱を起こす。次の廻状はその際に出されたものである。

〔史料一二〕

当今浮浪之徒横浜之最寄り徘徊いたし、且同所へ襲来之風説有之ニ付、神奈川奉行支配を始メ其他近郷ニ至迄、外国人出行之場所々ニ奉行支配向之者相見廻候ニ付、自然疑敷見受候者は差押、出所姓名等巨細相糺、万一彼より及乱妨手余り候節は打果候儀も可有之間、其旨可相心得候右之趣其筋より達ニ付、此段相触候、尤寺社領に給所村々へは隣村より及通達候様可致候、廻状村名下令受印、刻付ヲ順達留村より可相返もの也

木村薫平

(元治元年)
子六月廿七日 役所

前書之通寄場役人中より達来候間、写御達申候、此状早々御順達留り之御役番より御返し可被成候、以上

名主

七月十一日 又右衛門(印、鈴木知行所名主)

御名主

佐助様(合点、幕領名主)

同 彦左衛門様(合点)

同 七郎右衛門様(合点)

同 佐仲治様(合点)

同 富之助様（合点）

天狗党の主張が横浜鎮港にあったことから、横浜への襲来は現実味のあることであった。また天狗党の一部暴徒化の情報は広く伝播し、廻状にあるような「手余り候節は打果候儀も可有之」との暴力的対応も容認された。この廻状は代官木村薫平から寄場役人を経て山田村へ伝えられている。鈴木知行所名主は又右衛門へ替わっている。彼は父伊右衛門同様に綱島組合の小惣代も担い、その後農兵隊の組織化の立役者ともなった。「寺社領…」とあるのは、増上寺領などを指すが、寺社領は当該地域の広域行政の中で独自の立場を取っており⁽⁴⁰⁾、緊急時の通達が懸念されているようである。

当該期の農兵研究が指摘するように、横浜近郊の農兵隊設立の契機は、慶応二年（一八六六）六月に起きた武州世直し一揆といわれる⁽⁴¹⁾。加えてこの年の春から東海道筋の町・村では困窮民の屯集騒ぎが続き、五月には川崎宿で打ちこわし寸前の大規模屯集が起きており⁽⁴²⁾、川崎宿組合農兵隊の出願者である大惣代添田七郎右衛門は同宿の治安悪化に強い危機感を持っていた⁽⁴³⁾。さらに川崎宿は、山田村村役人・村民とって助郷役派遣先であり、実情を熟知する場所でもあった。

幕府代官の意向を受け、武州世直し一揆の直後七月から綱島組合農兵隊、少し遅れ川崎組合農兵隊の設立の動きが出て、翌慶応三年正月に認可されたようである。綱島組合農兵隊の出願者・組織者は前述の飯田助太夫と山田村の（栗原）又右衛門である。同年七月には山田村で農兵隊設立の準備が進んでいる。

〔史料一三〕

以廻状得貴意候、然は兼て御頼之農兵折笠出来引取候間、明後十四

日御渡可申候間、御請取可被下候、代料之儀百疋にては品物不宜候間、銀拾六匁にて買入申候、乍御気毒笠壹枚二付銀壹匁、足シ錢御持参可被下候、先は右之段御達し申上度、尚此状早々御順達可被下候、以上

寅七月十二日 又右衛門

（宛名五名略）

ゲベール銃などの武器は代官からの貸出し手続きが必要であったが、「折笠」などは自弁であった。「折笠」の値段は品質を考慮したため予定より高くついたようで、「足シ錢」の持参が給々名主に求められている。

小林紀子氏によれば、設立した綱島組合農兵隊の活動は、組合村内の治安維持に加え、有事の際には、神奈川奉行所や関東取締出役の指示に従い、「近隣地域や開港場横浜、遊歩区域内の治安維持」であったという⁽⁴⁴⁾。慶応三年九月の廻状をみてみたい。

〔史料一四〕

大急御用状ヲ以御達申候、然は保土ヶ谷宿馬持共大勢寄集及乱妨候ニ付取鎮方中村様より御用状到来いたし候間、兼て其筋へ申立置候農兵早々御召連左之場所へ御詰合可被成候

一山田村組合は綱島村へ人数引連直様御出張可被成候

一池辺・菅田組合は同村小川氏へ御詰合可被成候

右之通御承知早々御出張可被成候、尤農兵人撰ニ限手替等之ものは追て沙汰次第練出候様御取計可被成候、以上

綱島村

九月十六日 名主 飯田助太夫

前書之通御用状到来いたし候間、農兵人撰之もの直様名主七郎右衛門様へ向御出張可被成候、其外手替之もの者追て沙汰次第繰出候様御取計可被下候、以上

名主

九月十七日

又右衛門

御名主

佐助様 (合点)

同 七郎右衛門様 (合点)

同 佐仲治様 (合点)

同 富之助様

同 彦左衛門様 (合点)

この廻状は小林氏が写真で紹介しており⁽⁴⁵⁾、本稿で検討してきた「村内給々廻状」の形式・様式(合点の記し方等)がうかがえる。廻状は合点のない「留り」の富之助(織茂家)の元に残った。小林氏によれば、保土ヶ谷宿の馬持たちが「乱妨」に及んでいる事件への農兵の出動要請で、関東取締出役中村新平の要請が、組合村大惣代農兵世話役の飯田助太夫↓山田村名主・組合村小惣代又右衛門↓山田村給々名主たちというルートで伝達されている。年欠だが、農兵隊の活動期間は慶応三年にはほぼ限られるため、本廻状も同年のものとは定している。廻状の内容は、小組合への指示で、山田村の農兵隊は綱島村に出張、池辺村・菅田村は小川氏宅に詰めるようにとある。これを受け山田村の又右衛門は選ばれた農兵を直ちに名主(栗原)七郎右衛門(志村知行所)宅へ出張させること、さらに交代要員の用意も求めている。従来知られていない綱島組合農兵隊の具体的な活動実態であるが、このような

活動体制は、この時期急遽出現し整備されたものではない。その体制は、前例となった江川農兵等の影響に加え、本稿で検討したように開港以降積み重ねられてきた横浜近郊における当組合の防衛・治安維持の経験により形作られてきたのである。

〔史料一五〕

以大急廻状得貴意候、然は農兵師範役村松錠三郎殿只今出張被致候間、明廿日指南被致呉候二付、農兵一同朝五ツ時弁当持参二て、名主七郎右衛門殿方へ一同御召連御出張可被下候様御頼申候、尚此状早々御順達可被成候、以上

同役

十一月十九日

又右衛門

御名主

佐仲治様 (合点)

同 彦左衛門様 (合点)

同 佐助様 (合点)

同 富之助様

同 七郎右衛門様 (合点)

綱島組合の農兵取立願⁽⁴⁶⁾の中で、助太夫や又右衛門は「農隙を見計稽古為致：教授役様方壱ヶ月壱両度位ツ、御廻村稽古仕度」と述べ、教授役による武術稽古(調練)を望んでいた。この廻状の内容はその具体的な事例で、慶応三年十一月のものと考えられる⁽⁴⁷⁾。「師範役」村松錠三郎が武術指南のために山田村へ廻村するので、「農兵一同」は弁当持参で名主七郎右衛門宅へ出張するようにとある。村松錠三郎は八王子千人同心であり⁽⁴⁸⁾、慶応三年三月には「農兵稽古人為入学」

のため「教授役」として川崎宿に向いている⁴⁹⁾。この時「綱島村組合農兵隊附添」とあることから、村松は川崎組合・綱島組合両方の農兵隊を教授していた。

前述したように山田村は地域の防衛・治安維持の使命を帯び、近世初頭に八王子千人同心頭の村として成立した。時代は巡り横浜開港以降、山田村を領する八王子千人同心頭の何名かは横浜警衛の任に就いた。また山田村は綱島組合農兵隊の一員として、横浜および近郊の防衛・治安維持を担い、その資質向上のため八王子千人同心の軍事的指南を受けている。近世初頭の八王子千人同心頭の地域的・歴史的使命が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれたような歴史のめぐり合わせである。

結びにかえて

本稿では、横浜市内で研究のなかつた相給村落の村政運営の実態について、ペリー来航以降の時代的狀況と横浜近郊という地域的狀況を踏まえ検討した。とりわけ幕末期の横浜近郊という狀況が、山田村と村外との広域的な関係を構造化・強化・活発化させ、相給村落の運営も広域行政と強く連動・共振することになる。その結果、広域行政との関係史料が多く残り、受け皿となる給々一村(山田村)の制度的一体性を明確にできたが、むしろ実態は、大事・有事に対する時代的・地域的危機感が給々の一体化を促進させたとする方が妥当であろう。一方で、村内の身近な営為(小事)は見えにくくなった。

残された課題を二つほどあげ結びにかえたい。検討してきた給々名主の月番体制や村内給々廻状の運用、給々連携による治安維持体制(付

随する規則)の運営は、一見すると村を一体化する制度に見え、相給村落の民主性や自治性の好事例と評価することもできるが、個々の村民・領民の営為や意識にまで踏み込んだ一体化の内実を明らかにすることは難しく、静態的・表面的な分析にとどまった。ペリー来航以降、維新にいたる変動期に、為政者や中間支配層(組合村惣代の添田七郎右衛門や飯田助太夫など)は行政の円滑な運営・運用にあたり、いわゆる制度的な面だけではなく、本稿で検討した除災祈願、さらに大義(御国恩など)をかざし⁵⁰⁾、危機感を煽るなど、心意や心性、さらに感情に働きかける統治の常套手段で臨んだ。その「大義」なり「煽り」を村・村民(領民)がどのように意識し、行動したかは明らかにしたところであった。給々間の合意形成・運用(民主的・自治的手続き)が必須な相給村落において、そのあたりの検証が可能かと試みたが本稿では果たせなかった。

史料に記された山田村の村民・領民たちは何も語らず主張もせず、その意識は探れなかったが、史料からは相給村落における彼らの多様な属性や立場が確認できる。例えば彦左衛門は、先の万延元年(一八六〇)の宗門人別帳に五九才、持高二四石七斗一升、村内の瀧ヶ谷に住み、曾根知行所の名主として「不埒」な武家奉公人「仲間」の対応に頭を悩ます一方、給々名主の一員として関門・見張番屋防備の小隊長的な使命を果たし、また村・地域の雨乞や日乞の企画に奔走、さらに困窮人の扶助(夫食手当)に給々一村として尽力している。彦左衛門はその属する枠組みの中で独自の付き合いやネットワークを持つが、枠組みの諸相が異なるメンバーが混在することは、山田村の給々名主チームの強みともなった。同じ宗門人別帳に五一歳とある三四郎

は、持高二升一合八勺の極小高持で、村内の大山御神酒講中に稲荷谷住人として名が見える⁶¹⁾、彦左衛門配下の曾根知行所百姓である。万延元年の関門・見張番屋の防衛では、名主彦左衛門配下ではなく、佐仲次(山本知行所名主)・佐十郎(幕領名主)が統括する一番組に属している。また極小持高ゆえか文久元年の窮民合力では扶助を受けた一人である。今後はこのような村民・領民が織り成す村内外の諸関係を彼らの意識・行動を踏まえ確認し⁶²⁾、相給村落の内実にまで踏み込んだ村政運用を明らかにすることが課題となる。

二つめは小集落との関係である。大村の部類に入る山田村には谷戸を核とした小集落がいくつか存在する。彦左衛門が住む瀧ヶ谷、三四郎が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。多くはないが近世の史料にその名と活動は見え、また民俗学では小集落の豊かな生活・民俗的営為が紹介されている⁶³⁾。これらの営為は村民の心意的・宗教的支柱や紐帯となっているが、近世特有の知行形態である相給村落の運営システムの中に、小集落の営為や帰属意識を位置づけることはできなかった。上総国台方村を中心に関連研究が進展する中で望まれる今後の課題である。

注

- (1) 『旧高田領取調帳 関東編』(近藤出版社、一九六九年) によれば、関東八ヶ国一、四六九村の内三、三三九村(二九%)が相給村落。横浜市内旧村の二一六村の内六六村(三一%)が相給村落。

- (2) 知行制論としては、鈴木壽『近世知行制の研究』(日本学術振興会、一九七一年)、関東近世史研究会編『旗本知行と村落』(文献出

版、一九八六年) 所収論文(白川部達夫「旗本相給知行論」など)、川村優『旗本知行所の研究』(思文閣出版、一九八八年)、白川部達夫『旗本知行と石高制』(岩田書院、二〇一三年)、熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』(清文堂出版、二〇一三年) など。村落論としては、土井浩「旗本の知行割と相給村落―大住郡相給村落の分析を通して―」(『神奈川県史研究』三五、一九七八年)、佐々木栄一「相給村落の成立と構造―武蔵国比企郡野本村を事例として―」(東松山市、一九八二年)、井上攻「相給村落とその内部構造―下野国芳賀郡大沢村の場合―」(『湘南史学』六、一九八三年)、前掲『旗本知行と村落』所収論文(西脇康「旗本相給村落の性格」など)、伊藤陽啓「相給村落における村結合と知行所結合―上総国山辺郡台方村を事例として―」(『歴史科学と教育』七、一九八八年)、秋山悟「旗本相給村落における村運営―常陸国新治郡半田村を事例として―」(『茨城県史研究』六三、一九八九年)、大石学「近世江戸周辺旗本領における村運営―武州多摩郡坂浜村村政の展開―」(『日本村落史講座』第五卷、雄山閣出版、一九九〇年)、井上攻「相給村落と分郷―相模国高座郡一之宮村の事例―」(『寒川町史研究』七、一九九四年)、阿部昭「相給村の一統寄合機能」(『歴史と文化』六、一九九七年)、中村塑「近世相給知行主と村落共同体―上総国山辺郡台方村を事例として―」(『愛国学園大学人間文化研究紀要』一三、二〇一一年)、渡辺尚志編『相給村落からみた近世社会―上総国山辺郡台方村の総合研究―』(岩田書院、二〇一六年) 所収論文(中谷正克「台方村の村運営―入地、知行所「組」、知行所「入地組」の分析から―」、小松賢司「台方村の小集落と知行所―村運営における入地の位置を

めぐって―」など)、渡辺尚志編『相給村落からみた近世社会【続】
―上総国山辺郡台方村の総合研究―』(岩田書院、二〇二一年)所
収論文(林進一郎「相給村落における小集落の変容―台方村と入地
の歴史的展開―」、宮間純一「相給村落における鎮守祭祀―山王宮
祭礼と台方村―」など)。

(3) 横浜文学「旗本領主制研究の成果と課題」(『関東近世史研
究』一四、一九八二年)、前掲関東近世史研究会編『旗本知行と村
落』、西脇康「旗本知行論」(『日本近世史研究事典』東京堂出版、
一九八九年)、熊谷光子「相給村落研究によせて」(『歴史科学』
一二八、一九九二年)、前掲熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地
代官』前掲渡辺尚志編『相給村落からみた近世社会』前掲同編『相
給村落からみた近世社会【続】』。

(4) 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶ノ水書房、
二〇〇四年)、井上攻『由緒書と近世の村社会』(大河書房、
二〇〇三年)など。

(5) 井上攻「相給村落の村組と知行所―下野国芳賀郡七井村の事例―」
(『湘南史学』七・八合併、一九八六年)。村が持つ二面性(領地と共
同体)と身分秩序に関しては井上攻「幕末期の村社会と身分秩序―
祭り・御賞・御書院御礼をめぐって―」(『湘南史学』一一、一九九〇年、
後に前掲井上攻『由緒書と近世の村社会』所収)。知行付百姓の自
己認識と主張に関しては、澤村怜薫「近世後期旗本領支配と知行付
百姓の「譜代意識」」(『地方史研究』三六七、二〇一四年)、同「埼
玉から旗本知行論を考える」(『関東近世史研究』八九、二〇二一年)。

(6) 前掲中谷正克「台方村の村運営」、尾脇秀和『近世京都近郊の村

と百姓』(思文閣出版、二〇一四年)。

(7) 上杉允彦「幕末期野州農村の動向―安足地域を中心として―」(『栃
木県史研究』一八、一九七九年)、塚本学「座談会「ムラの掟と自由」
(日本民俗文化大系八「村と村人」)月報、小学館、一九八四年)、由
井正臣『田中正造』(岩波書店、一九八四年)。由井氏は相給村落の
運営を「自治的好慣例」と高く評価する。

(8) 『武蔵田園簿』(近藤出版社、一九七七年)。

(9) 『旧高田領取調帳 関東編』(近藤出版社、一九六九年)。

(10) 齊藤司「区域の領主」(横浜市歴史博物館企画展図録『江戸時
代のよこはま 都筑の村々―絵図・古文書で探る区域のすがた―』
二〇〇〇年)、同「大嶋家の歩み」(大嶋珪治発行『旧武蔵国都筑郡
山田村 大嶋家の歩み』二〇一一年)、同「区域の領主たち」(『図
説 都筑の歴史』編さん委員会編『図説 都筑の歴史』二〇一九年)。
(11) 『寛政重修諸家譜』第三(続群書類従完成会、一九六四年)。

(12) 大嶋家文書は横浜市歴史博物館所蔵、織茂家文書は原史料が失わ
れたと伝えられ、史料を撮影したマイクロフィルムと紙焼製本を同
館が所蔵している。栗原家文書は栗原満直氏が所蔵する。織茂家・
大嶋家文書は、「港北ニュータウン歴史民俗調査団」が調査と資料
整理、仮目録作成を行い、その成果は、昭和五〇年度・五一年度『港
北ニュータウン地域内歴史民俗調査報告』一九七六年・一九七七
年)で報告されており、大嶋家の資料目録も掲載されている。その
後、調査団のメンバーは『織茂家の歴史―旧武蔵国都筑郡山田村―』
(一九九二年)の刊行に協力する。栗原家文書は、当館の企画展で
一部公開され、公開史料は前掲展示図録『江戸時代のよこはま 都

筑の村々』に収められている。大嶋家に関しては当館が協力し前掲『旧武蔵国都筑郡山田村 大嶋家の歩み』として刊行された。

(13) 明治元年一〇月「明細書上帳」（都筑郡山田村織茂家文書一一、横浜市歴史博物館紙焼製本、所収）。

(14) 都筑郡山田村大嶋家文書B一〇（横浜市歴史博物館蔵）。

(15) (17) 都筑郡山田村大嶋家文書D七〇（横浜市歴史博物館蔵）。

(16) 都筑郡山田村大嶋家文書（横浜市歴史博物館蔵）。

(18) 相給村落の諸史料（入用帳・勘定帳・御用留・日記等）を用い、知行所・村・村組・広域行政（村連合、地域社会）の営為の差や重なりを検討し、村社会（地域社会）の性格を論ずる研究は少なくない。

畑中佳子「村入用と春日神社の雨乞神事」（千葉県文書館 収蔵文

書目録第二集『鴨川市横渚 永井家文書目録』一九八九年）、前掲

熊谷光子「相給村落研究によせて」、前掲中谷正克「台方村の村運営」、

前掲小松賢司「台方村の小集落と知行所」、中谷正克「台方村における入内と入内百姓―幕末―明治初年「治助日記」「御用村用日記」

の分析から」（前掲渡辺尚志編『相給村落からみた近世社会【続】』

所収）など。広域支配ではなく広域行政としたのは、久留島浩氏などの研究を踏まえている（久留島浩「村と村の関係―組合村（村連

合）研究ノート」（『歴史公論』一〇六、一九八四年、雨乞等除災

祈願と組合村の関係を論じている）、同『近世幕領の行政と組合村』

東京大学出版会、二〇〇二年）。近年では畿内・近国の在地代官の

政治的・経済的なネットワークの検討から、広域支配論（合村連合

論）・地域社会論を克服しようとする研究も見える（前掲熊谷光子『畿

(19) 除災祈願は村内で完結するものと広域で行われるものがある。組

合村など広域対応の除災祈願に関しては、前掲久留島浩「村と村の

関係」、井上攻「近世後期梶ヶ谷村周辺の雨乞」（『川崎市史研究』

創刊号、一九九〇年、後に加筆の上「除災祈願と地域社会」と改題し、

井上攻『近世社会の成熟と宿場世界』岩田書院、二〇〇八年、所収）。

(20) 都筑郡山田村大嶋家文書D一一七（横浜市歴史博物館蔵）。

(21) 嘉永三年一〇月「連印議定帳写」（都筑郡山田村大嶋家文書A

一四、横浜市歴史博物館蔵）。

(22) 国役金に関しては、知行所系統で徴収され、織茂家文書（河野知

行所）・大嶋家文書（曾根知行所）に関連帳簿が残る。例えば嘉永

四年極月「川々国役琉球人国役并上給割附帳」（都筑郡山田村大嶋

家文書D一六三、横浜市歴史博物館蔵）。

(23) 都筑郡山田村大嶋家文書D一六九、横浜市歴史博物館蔵。

(24) 都筑郡山田村織茂家文書二七七（横浜市歴史博物館紙焼製本、所

収）。「村内給々廻状」出典以下同じ。

(25) 安政年間の村役人構成は、文久元年四月まで確認できる（「村方

窮民夫食手当取集メ并二割渡小前連印帳」都筑郡山田村大嶋家文書

A三五）。

(26) 井上攻「村社会の諸事件と規範―下総国相馬郡豊田村の名主日

記の分析から」（『龍ヶ崎市史』近世調査報告書Ⅱ、一九九六年）、

前掲井上攻『近世社会の成熟と宿場世界』、同「幕末維新期の農村

日記の活用」（『日本歴史』七六〇、二〇一一年）など。

(27) (28) (29) 前掲井上攻「除災祈願と地域社会」。除災祈願をめぐる村役

人のイニシアティブや心意統治を指摘する。

- (30) 組合村の休日調査に関しては、前掲井上攻「除災祈願と地域社会」。宮田登氏は天候を読み取り、農耕儀礼を司る権能を「日和見」と概念化し、その権能は地域秩序を図る重要なものとする（宮田登「日本人の生活観」『日本民俗文化大系九 曆と祭事』小学館、一九八四年、同『日和見―日本王権論の試み―』平凡社、一九九二年）。
- (31) 困窮した村民の不満・不平・閉塞感は、心意統治だけで収まるものではない。給々名主チームはこの時期困窮者に対する金銭的な合力（扶助）を行っている。注(25)の文久元年の史料には、合力の主体が「武州都筑郡山田村給々」と記され、給々名主六名と富裕百姓が金二九両を出金し、三四名の窮民に割渡している。
- (32) 「神奈川県都筑郡中川村々是調査書」は横浜市歴史博物館が復刻している（『横浜市歴史博物館資料集』第二集、一九九六年）。
- (33) 慶応二年九月「農兵御取立之儀ニ付乍恐以書付奉願上候」（添田有道氏蔵、前掲横浜市歴史博物館展示図録「戊辰の横浜」所収）。
- (34) 見張番屋・木戸については、小松修「幕末期横浜周辺の取締りについて」（村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年）など。
- (35) 万延元年閏三月「横浜御取締向村方議定連印帳」（都筑郡山田村大嶋家文書A六（横浜市歴史博物館蔵）、『神奈川県史 資料編一〇 近世（七）』一九七八年、四四一―四四二号文書、『神奈川県史 通史編三 近世（二）』一九八三年）。議定にある山田村村民の組分けを、「寄場組合」村々の組分けと理解する論稿（清水智子・李雲・宇田川悦子「幕末期御用留からみた村の治安と負担」横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『幕末維新期の治安と情報』大河書房、二〇〇三年、

所収）もあるが誤りである。

- (36) 万延元年四月「宗門人別帳（曾根知行所）」（都筑郡山田村大嶋家文書D三三、横浜市歴史博物館蔵）。文久四年二月「宗門人別帳（河野知行所）」（都筑郡山田村織茂家文書六、横浜市歴史博物館紙焼製本、所収）。
- (37) 注(34)に同じ。
- (38) 『井伊家史料 幕末風聞探索書 万延・文久編』（雄山閣出版、一九六八年）。神谷大介氏のご教示による。
- (39) 平野正裕「飯田廣配と添田知通―地域のリーダーとしての生涯―」（『開港のひろば』九四、二〇〇六年）、幕末期の当該地域のリーダー論としては、井上攻「幕末期における「国」の主張と由緒秩序」（『歴史学研究』八四七、二〇〇八年、後に『由緒の比較史』青木書店、二〇一〇年、所収）。
- (40) 井上攻「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」（『日本史研究』三二四、一九八九年、後に前掲井上攻『由緒書と近世の村社会』所収）。独自の立場を貫く増上寺領に対し、広域な地域利害を考え行動する地域リーダーは批判的である（前掲井上攻「幕末期における「国」の主張と由緒秩序」。飯田助太夫や栗原又右衛門などはこの範疇に入るリーダーとしておきたい）。
- (41) (44) 小林紀子「横浜市域の農兵に関する基礎研究（一）（二）」（『横浜市歴史博物館研究報告』一一・一二、二〇一五年・二〇一六年）、横浜市歴史博物館展示図録「戊辰の横浜―名もなき民の慶応四年―」（小林紀子執筆、二〇一八年）、同「幕末・維新期の区域」（前掲『図説 都筑の歴史』所収）。

- (42) 北原進「幕末世直しの発火点川崎」(『産業文化会館博物館紀要』五、一九八一年)。
- (43) 注(33)に同じ。
- (45) 前掲小林紀子「幕末・維新期の区域」。
- (46) 慶応二年七月「乍恐以書付奉願上候」(神奈川県立公文書館寄託、武蔵国橘樹郡北綱島村飯田家文書、前掲横浜市歴史博物館展示図録『戊辰の横浜』所収)。
- (47) 小林紀子氏のご教示による。
- (48) 「千人隊一列細錦多士卒人員概略」(鈴木弘明氏所蔵河野家文書、八王子市郷土資料館編『八王子千人同心の群像』一九九四年、所収)に千人隊組頭として名があるほか、当該地域の御用留にも千人同心として名が見える。小林紀子氏のご教示による。
- (49) 慶応二年三月「御用留」(川崎市市民ミュージアム蔵(池上家文書)、前掲横浜市歴史博物館展示図録『戊辰の横浜』所収)。
- (50) 前掲井上攻「幕末期における「国」の主張と由緒秩序」。大義としての「御国恩」はこの時期の当該地域で頻出する文言である。例えば文久三年(一八六三)七月に発せられた勘定奉行所中山誠市・関東取締出役安原寿作等の口達(『神奈川県史 資料編一〇 近世(七)』一九七八年、四七八号文書、同文の史料は横浜市内に多く残る)は、悪党に対する「手ニ余リ無余儀場合ニ至り候ハ、打殺し切殺候」の一文で有名だが、その後段には「去ル三月中も横浜表聊之風聞有之候ハ、町人・百姓共散乱致候趣相聞、重ては警戦事有之候共：武家は戦場ニ望み御国恩を報し、農民は農事を出精致御国恩を報し候」とあり、身分に応じ「御国恩」に報ずることが「国民」

の使命や行動の大義とされている。

(51) 注(53)山田村大山講御神酒杵墨書銘。

(52) 織茂家には近世の私信が多く残るが(都筑郡山田村織茂家文書二七八、横浜市歴史博物館紙焼製本)分析に至っていない。

(53) 山田村の小集落名は「新編武蔵風土記稿」(蘆田伊人編『新編武蔵風土記稿』第四卷、雄山閣、一九八一年)の「小名」名、天保三年(一八三二)六月山田村大山講御神酒杵墨書銘(横浜市歴史博物館蔵、横浜市教育委員会編『横浜の文化財』第四集、一九九五年)の谷戸名が確認できる。小集落ごとの民俗事象は前掲『港北ニュータウン地域内歴史民俗調査報告』や港北ニュータウン郷土誌編纂委員会編『都筑の民俗』(一九八九年)など。

(付記) 港北ニュータウンの開発によって多くの文化財が失われた。古文書資料も例外ではなかったが、保護・保存の努力はあった。注(12)でも述べたが、駒沢大学の加藤晋平氏を団長とする「港北ニュータウン歴史民俗調査団」の果たした役割は大きかった。この調査団には駒沢大学の院生・学生が多く参加しており、筆者の研究仲間も何人かこの調査に携わった。山田村の古文書(織茂家・大嶋家・栗原家文書等)を調査したのもこの調査団で、報告書が横浜市計画局から出されている。その後織茂家文書は、調査団のメンバーであった吉野直之・櫻井邦夫両氏から当館へ再整理が依頼され(一九九二年)、整理後資料目録が刊行された(『横浜市歴史博物館資料目録』第一集、一九九四年)。大嶋家文書は、同家が刊行した『旧武蔵国都筑郡山田村大嶋家歩み』の編集を当館の故斉藤司学芸員が担い、

その縁から齊藤氏の死後、当館の阿諏訪青美学芸員を介して大嶋家文書は横浜市へ寄贈された(二〇一七年)。本稿はこのような先学諸氏の長年にわたる調査研究活動の成果に依拠している。

本稿執筆のきっかけは、分析に用いた村内給々廻状(二一通)を「横浜古文書を読む会」のテキストとして読んだことにある。本稿が同会々員との学習の成果であることは最後に記しておきたい。

〔横浜市歴史博物館 副館長〕